

# 法曹養成制度検討会議

## 第14回会議 議事録

第1 日 時 平成25年6月6日（木）自 午後 4時01分  
至 午後 6時07分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 司法試験短答式試験の結果について
- 3 取りまとめに向けた意見交換
- 4 閉会

第4 出席委員等 佐々木座長、坂本総務副大臣、後藤法務副大臣、山口財務副大臣、文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理）、伊藤委員、井上委員、岡田委員、翁委員、鎌田委員、久保委員、国分委員、田島委員、田中委員、萩原委員、丸島委員、宮脇委員、和田委員、最高裁判所事務総局小林審議官、最高検察庁林オブザーバー、日本弁護士連合会橋本オブザーバー

## 議 事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第14回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 それでは本日もよろしくお願ひ申し上げます。

本日は世耕内閣官房副長官、谷川文部科学副大臣、赤羽経済産業副大臣、清原委員、南雲委員、山口委員が欠席されております。谷川文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されております。

それでは、事務局から配付資料の説明をお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしている資料は8点ございます。資料1は、平成25年司法試験短答式試験の結果等についての資料です。この資料については、この後事務局から配付いたします。資料2は、法曹養成制度検討会議取りまとめ案です。資料3は、中間的取りまとめに対して寄せられた御意見の概要についての資料です。資料4は、法曹養成に関する国会における議論状況についての資料です。資料5は、文部科学省提出資料です。資料6は、丸島委員提出の資料です。資料7は、和田委員意見書です。資料8は、清原委員意見書です。また前回同様、席上には各参考資料をつづったファイルを置いております。適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは議事に入ります。

まず最初に、本日午後4時に司法試験の短答式試験の結果が発表となったということですので、その内容を事務局から報告をお願いします。

○松並官房付 今、御説明いたしました先ほど公表されました司法試験短答式試験の結果について、ただいま至急資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、本年の司法試験短答式試験の結果について御報告いたします。お配りしました資料を御覧ください。1枚目の平成25年司法試験受験状況を御覧ください。前回の会議で御報告しましたとおり、本年の司法試験の受験者数は7,653人であり、昨年より734人減少いたしました。このうち、途中の欠席をした58人を除いた7,595人が短答式試験の採点対象者となっております。

次に、2枚目の平成25年司法試験（短答試験の結果）を御覧ください。司法試験の短答式試験に関しては、各科目の満点の40%点に達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格となります。2の（1）成績判定の欄に記載しておりますように、本年はこのような各科目における最低ライン点以上の成績を得た者のうち、合計得点が220点以上の者が合格に必要な成績を得た者とされました。

2の（2）に記載しておりますとおり、合格に必要な成績を得た者の総数は、5,259人であり、昨年より80人減少しております。合格者の平均点は253.6点でした。またその下の3の短答式試験の得点という欄に、得点状況を記載しております。記載にありますとおり、全受験者の最高点は329点、最低点は67点、全受験者の平均点は233点でありました。

その次のページには、得点別の人員分布を一覧表にしたもののが添付されております。

最後に、最終ページの表は各法科大学院修了者及び予備試験合格者資格の受験者につきまして、出願者、法科大学院を修了できなかった者を除いた受験予定者、実際の受験者、短答

式試験の合格者の数を対比したものでございます。最下欄に記載しましたとおり予備試験合格者資格での受験者につきましては、受験者全員が短答式試験に合格しております。説明内容は以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。前回の会議では、パブリックコメントを踏まえて、全体の論点について御議論いただく予定でしたが、時間が足りず御議論いただくことができませんでした。本日は、前回御議論いただけなかった点について、改めて御議論をお願いしたいと思いますが、時間の制約もございますので、まず私のほうで用意しました全体の最終的な取りまとめについての座長試案を提示させていただき、これをたたき台にして全体的にパブリックコメントの結果も踏まえた御議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 資料2がただいま座長からお話をありました最終的な取りまとめとなります法曹養成検討会議意見書の座長試案でございます。皆様のお手元には中間的取りまとめからの変更部分を見え消しにしたものも配付しておりますので、中間的取りまとめからの主な変更部分について御説明したいと思いますのでそれを御覧ください。

まず、目次を見ていただきますと、中間的取りまとめでは、第3までの項目でしたが、今回第4として、今後の検討体制についての項目を設けております。その具体的な内容は後ほど御説明いたします。

では、第1の、論点から順に内容を御説明いたします。

第1の法曹有資格者の活動領域については、内容的には大きな変更はございませんが、四角囲いの中の1つ目の○にございますように、新たな検討体制の下で、各意見交換会や協議会等を活用するなどして取組を進めていくということを示しております。

次に、第2、今後の法曹人口の在り方についてですが、司法試験の年間合格者数3,000人の目標は現実的ではないとして、当面はこのような目標を設けないこととしているところまでは、中間的取りまとめと同様ですが、今後の法曹人口については、新たな検討体制において必要な調査も行いつつ提言を行うべく検討し、2年以内に結論を得ることとされております。

次に、第3の法曹養成制度の在り方についてですが、法曹養成制度の理念と現状の中では(1)としてのプロセスとしての法曹養成、(2)の法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保の部分については若干の文章構成の変更等で内容的には変更はございません。

10ページを御覧ください。(3)の法曹養成課程における経済的支援のうち、司法修習生に対する経済的支援について、前回、座長試案に基づき御議論していただいたものが反映されております。

次に、その内容ですが、まず1つ目の措置としては、分野別実務修習開始時に現住居地から実務修習地への転居を要する者については移転料、引越し代を支給することとされております。これは実務修習地について希望が通った否かを問わず支給するとされております。

2つ目ですが、集合修習中の入寮について、これに配慮する旨の記載になっております。

次に、3つ目は、修習専念義務についてです。これは司法修習生の兼業の許可については、法の定める司法修習専念義務を前提にその趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど、司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩

和し、休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認めることとされております。

次に、12ページを御覧ください。法科大学院についての論点についても基本的に前回示されました座長試案の内容が盛り込まれております。まず、下から2つ目の○では、法科大学院の再生・浮揚に向けた施策についても必要であるとされており、特色ある教育等の取組に対して支援を行うべきとされております。

更に、一番下の○では、一定期間に自主的な組織見直しが進まず、改善の見込みがない法科大学院については、新たに法的措置を設けることとしており、その具体的な制度の在り方については、新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきとされております。

四角の枠内は以上ですが、同じ点について本文のほうを見ていただきますと、15ページの1つ目のポツで、法的措置について記載しておりますが、赤字の下から3行目の最後のほうから、ただしとなっている部分ですが、ただし施策の進捗の状況によって、導入の必要がない場合には、法的措置の導入を見送ることもあり得るとされております。

次に、15ページ、(2) 教育の質の向上・法学未修者の教育のところを御覧ください。ここは、前回から御議論していただきました共通到達度試験、確認試験の導入について1つ目の○ですが、法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級認定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際のこの試験の導入の早期実現を目指すとともに、法学既修者も含めた制度として、実施することについてこれも後ほど述べます第4に記載しております検討体制の下で、検討するべきという形にしております。

次に、17ページを御覧ください。

司法試験の受験回数制限について、受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了または予備試験合格後、5年以内に5回まで受験できるようその制限を緩和すべきであるという緩和の提案をここに整理しております。その内容については、前回座長試案に基づいて御議論していただいた内容を盛り込んでおります。

続きまして、18ページを御覧ください。司法試験の受験者の負担軽減という観点から(2)にございますとおり、前回も御議論していただきましたが、司法試験の論文試験の選択科目を廃止することに関して、これも含めて、それから司法試験の短答式試験の科目削減とともに、今後司法試験をどうするかという観点から、新たな検討体制で検討を得るという整理しております。また、下の予備試験につきましても、今後のこの実施の結果の推移等を踏まえて、予備試験のありようをこの新たな検討体制で検討するという整理にしております。

次に、21ページの司法修習のところ、これは前回に比べまして、ボリュームよく書いてありますが、この要点は、司法修習における導入的な教育、これを充実させるという観点からこの2つ目の○を御覧ください。最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め、司法修習内容のさらなる充実に向けた検討を行うことが求められるとして、他方、第4で述べる新たな検討体制の下でも、質の高い法曹を育成できるようにこの司法修習制度について導入的教育や選択的実務修習の在り方を含めて、司法修習のさらなる充実に向けた検討を行うという内容にしております。

続きまして、一番最後24ページを御覧ください。先ほど来出ております新たな検討体制についてですが、今後、本検討会議で検討が得られた施策については着実に実施し、残され

た検討課題については、着実に検討を進めていくべきであり、こういう観点から省庁横断的にフォローアップをする。そして、検討課題に速やかに結論を得ることができるような新たな検討体制を整備する。その内容的に学識経験者や法曹三者との意見を必要に応じて求めることができるように体制を設けるべきであるという提案になっております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、次に文部科学省から御説明がございます。

○板東高等教育局長 それでは、お手元の資料5を御覧いただきたいと存じます。横書きの資料でございます。先ほども御紹介いただきましたけれども、新たに法科大学院の浮揚・再生のための施策を考えていく必要があるのではないかということを前回も御議論いただいているところでございます。その関係につきまして、どういうことを考えているのかということにつきまして資料を配らせていただいております。

前回お配りした資料も合わせて入れさせていただいておりますので、3ページ目のところを御覧いただきたいと思います。前回、今年の法科大学院の入学者選抜の状況について御説明、御紹介申し上げました。グラフにございますように、入学定員も減ってきていますが、実入学者数というところが非常に少なくなってきたこと、定員を割り込んできているという状況について御説明を申し上げたところでございます。

志願者の減少、そして、全体の規模が縮小しているという循環からなかなか抜け出せないという状況になってきておりまして、この線のところにございますように、3,000人を割り込むような入学者数になったという状況でございます。

最初の1ページ目で、現状と課題のところでございます。このような状況の中で、規模の縮小、それから志願者数の悪循環というものから脱却していくような取組が必要になってくるのではないかということ、また、制度の安定化を図る、そして法曹養成制度の基盤確立ということに向けた政策が更に必要になってくるのではないかということを申し上げているところでございます。

この課題の払拭と法曹養成制度の強化のためということで、先導的な教育の推進や活動領域の拡大といったようなことをを目指しまして、以下のような方策を講じていく必要があるのではないかということで、現状の合格者数ということを念頭に置きながら、質と量の充実といったようなことを総合的に考えていく、設計していく必要があるのではないかということでございます。これは、法科大学院につきましては、全体としての教育資源をいかに有効に活用して制度全体、教育全体の質向上を図っていくのかという視点も重要であると思っておりますし、もともと法科大学院制度がスタートしたときに期待をされております、社会の要請に応えていくような、例えばグローバル化への対応を積極的に図っていく、あるいは、特色ある強みを発揮して特色ある先導的な教育というものを展開していくことに対する期待があるわけでございますので、こういった教育を推進していくことが必要なのではないか。このことは職域拡大にも貢献していくことになるのではないかと思っております。

次のページでは、少し具体的なイメージでございますけれども、まず全体としての質の向上ということで、特に法科大学院、相互の連携強化といったことをより図っていく必要があるのではないかということあります。例えば、充実した教育を行っているようなところから実績ある教員の派遣などを他の大学院に対して行っていくということも考えられるところ

でございますし、それから理論と実務に通じた大学教員の養成というところ、これも課題になっておりますので、こういったところにしっかり取り組んでいただくような大学を更に応援していく必要があるのではないかと思っております。

また、教育資源を有効活用しての連携・連合、あるいは改組転換ということを積極的に図っていく必要があるのではないかということでございます。また、特色ある先導的な教育の推進ということで、先ほど申しましたように、グローバル化への対応といったところも更に強化が求められるところでありますし、また職域拡大にもつながっていくような民間・公務部門での人材育成といったようなこと、それから継続教育なり、地域の法曹への応援といったような特色ある取組ということを先導的な取組を更に推進していく必要があるのではないかということでございます。

例えば、今、民間・公務部門云々ということを申しましたけれども、いわゆる従来の法曹界以外のところに対してのエクステーンシップがまだ少ないという状況がございますので、例えば官庁とか企業とかそういったところでのエクステーンシップの実施というのを広げていただくとか、あるいはここにございますようないろいろな社会に求められる分野についての特色を発揮した人材育成、世界展開をしていくような企業法務に対応した人材育成といったようなことを積極的に進めていただくということで、全体としての法科大学院制度の安定化、法曹養成基盤の確立ということをぜひ早急に実現し、そして優秀で多様な人材が法曹を目指していただく、そしてそういう人材を確保していくといいい循環を早く作り出していきたいということで、こういった浮揚のための方策も推進していく必要があるのではないかということでございます。

簡単ではございますが、以上で御説明とさせていただきます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

ただいまの文部科学省からの御提案につきましては、また後で法曹養成制度に関わるところで御発言をいただければと思います。

それでは、資料の説明の追加ということでお願いします。

○松並官房付 申し訳ございません。先ほどの資料の補充ですが、資料4を御覧ください。国会の衆参の法務委員会等の議事録抜粋でございます。本検討会議が始まって以降の国会における法曹養成制度に関する御議論の状況を示すものを御用意しましたので、御参照ください。以上です。

○佐々木座長 それでは、これから議論に入りたいと思います。今日もいろいろ御意見があろうかと思いますが、大変恐縮でございますが、意見はできるだけ簡潔に結論的なお話をうかがえるよう、大変恐縮ですが御協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、資料をどちらを使うかですが、同じものを使って発言をされたほうがよろしいと思いますので、この見え消しのあるものでいきたいと思います。よろしいでしょうか。お手元にございますか。

それでは、第1、法曹有資格者の活動領域の在り方についての御意見を伺います。

どうぞ、御意見ございましたら、御発言ください。宮脇さん。

○宮脇委員 この法曹有資格者の活動領域の件なんですけれども、私も関わりまして、1点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。やはり3,000人の目標を下して、かつ新しい目標が現実的ではないということで掲げていないということの私は大きな原因というの

は、やはりこの活動領域というものに対する取組というものが政府全体として不足していたのではないかということを強く感じます。今回の取りまとめでも、最後に今後の法曹養成制度についての検討体制というのを書いていただいているので、ここで全体として受け止めるということでしょうけれども、これは三鷹市長のほうからも意見書として出されておりますが、やはり政府全体としてこの取組を第一に掲げているということについての取組体制をきちんと作っていただいて、それを明確化していただくということが私は一番必要であり、それが幹の問題ではないかと。前回申し上げた枝と幹の関係でいけば、幹の問題ではないかと思います。一応、意見として申し述べたいと思います。以上です。

○佐々木座長 ほかにございましょうか。それでは、鎌田委員、伊藤委員にお願いします。

○鎌田委員 私もほぼ同じ意見を持っておりまして、全体として3,000人目標を取り下げたということですけれども、これは2つの意味を持っていて、1つは司法試験に当面何人合格させるかの具体的目標という意味もあったかと思うんですけれども、もう1つ、これから日本の社会の中で法曹、あるいはもっと幅広く言えば法律実務家がどういう分野で、どれだけ必要なのかと、こういうふうな意味での目標という意味もあったと思うんですが、今回の全体のトーンから行くと、今の後者の側面というのがほとんど捨象されてきた。現在、成長戦略の中でも、新しい市場の形成とか、国際戦略が出てきている。これはアメリカのプロパテント政策やいろいろ金融派生商品等々の新しいビジネスモデルを作っていた過程を見ても、リーガルが攻撃的に使われるというふうな発展の形態をしてきたわけで、これから日本の経済発展の中で、そういう意味での法律実務を担う人材というのは、これは法曹であるかどうかは置くとしても、拡充していかなければいけない。こういう展望が全体から全く消えてしまっているような気がする。

その上で、座長試案が最初に出たときから比べると、この見え消し版でいくと、職域拡大に関する2ページ目の最初の2行が消されたというのは、私にとってはかなりショッキングなことです。実質的には第4のところで取り扱っているから、中身は変わってないという趣旨なのかもしれませんけれども、これは要するに今期ではやらない、次期送りだという印象を与える。職域拡大についての取組の積極性という観点からいくと、印象としては非常に後退したなど受け止められる懸念があるわけで、こういったところでの、からの法律、広い意味での法律実務家にとって活躍の舞台が大きくなるんだというものが前面に出てこないと、若い人たちがこの世界に飛び込んでこようかということについては、マイナスの側面のことばかりが並べられていることに若干懸念を抱いておりますので、この分野でも積極的な表現が可能であればぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

○佐々木座長 伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 今、お話をされたお二方の御意見とも関係あろうかと思うんですけれども、この1ページ目の記載、全体として、日本語として主語といいますか、誰が何をやるのかが、非常にはっきりしない。いろいろな人の意見を入れられたものだからこういう格好になったのかと思うんですけれども、素直に読めば関係機関と団体がほとんどの部分の主語になっているんですけれども、それで果たしていいのかという気がいたします。

特に、この1ページの下から2番目のところなどは、これは誰が弁護士、法テラスとの連携方策について検討すべきかというのは、ちょっと僕にはよく分からなかったんですけれども、もう少し分かりやすく表現しないと、世の中にアピールする力がないのではないかと思

いますので、ちょっとその点は検討していただきたいと思います。

○佐々木座長 岡田さんも同じですか。

○岡田委員 同じというか、1ページですが、企業、地方自治体、海外等それぞれの分野に委員会があるようですが、その委員会は今までいいのかというのが私の疑問です。それぞれが縦割りになっているように思えますが、分野は別だけれども、連携というのは必要ではないか。その上で、国、行政、その辺の連携というのが求められるのではないかと思います。

それから、鎌田委員がおっしゃった最後の2行、これは私もショックを受けまして、でありますながら、最後のページにここの項目が落ちています。第4のところで、枠の外の2行目、今後の法曹人口云々で、法曹有資格の活動領域が落ちているので、これは是非入れて いただきたいと思いました。以上です。

○佐々木座長 今の一連の御発言については、ぜひ工夫をさせてください。

ほかに、萩原委員と丸島委員から。

○萩原委員 岡田委員の御意見とも一部ダブルんですけれども、第4で述べる新たな検討体制の下で、意見交換会や協議会等を活用するという点について、この場でも意見交換会や協議会等の活用ぐらいで足りるのかという意見があったように記憶しているんですが、とりわけ国家公務員、地方公務員、あるいは福祉等々の公に関する部分については、もう少し領域を拡大するための強力な推進体制といいますか、そういうものをぜひ作るべきではないのか。そのことをぜひ第4で述べる検討体制の中に入れてほしいなど。そうでないと同じことの繰り返しで、意見交換会や協議会等をいくら活用しても、公の部分のところの領域拡大、私は大変難しいと考えますので、よろしくお願いします。

○佐々木座長 丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 今、各委員が述べられたことと同様の意見です。活動領域の問題は重要な課題ですので、第4の今後の検討すべき課題の中に書き込む必要があるだろうと思います。

また、課題があるので検討することだけに止まるのではなくて、課題を克服する施策を具体化し、あるいは推進し、具体的な措置をとるというレベルのテーマもたくさんあります。活動領域のところは、検討、検討だけではなくて、具体的に進めるというニュアンスの取りまとめをしていただきたいと思います。

前回第13回会議で配られた伊豆市の市長さんからの書面を資料6として今日お出ししていますが、これは、法テラスのスタッフ弁護士を伊豆市に研修として派遣しておりまして、市の職員に対する様々な場面での法的リテラシーの向上や、職員や相談員らのスーパーバイザー的な役割を果たすとともに、住民の方々に対する法的支援を他の専門機関とも連携して取り組んでいます。具体的な問題が生じた場合には、その地域の弁護士に代理人としてついてもらうというような連携関係も作って、こうした実践的な活動は地元でも歓迎されているとのことです。

また、法テラスのスタッフ弁護士ではありませんが、兵庫県の明石市では、弁護士5名、社会福祉士、臨床心理士などの専門家を職員として採用して、チームを作り、家庭訪問などもやりながら、子どものいじめの問題、高齢者福祉の問題など住民の生活に密着した課題に取り組んでおられます。このように、法テラスのスタッフ弁護士という形でもよし、また自治体の職員として弁護士を採用する形でもよし、自治体内に弁護士がいて幅広い活動に取組み、地域の弁護士や専門機関と連携を深めて住民福祉の取組が進められています。

他方、そこにはいろいろ困難があって、明石市の市長さんは前回の法科大学院協会のシンポジウムでおっしゃっておられましたけれども、弁護士を雇う必要があるのかという批判を受けるなど、新たな試みに伴う苦労もしておられると聞きます。ぜひこのような住民のための自治体の新たな施策が各地で進められるよう、政府においても積極的に支援する方向を明記していただきたいと思います。

あわせて、海外展開についても、フォーラムのヒアリングでは、アジアで現地と日本企業の橋渡しをするべく活躍しようとしている若手弁護士の話もありました。非常に努力しています。昨日、法テラスのスタッフ弁護士を退任した後、アメリカのロースクールに独力で入学して司法ソーシャルワークの勉強などをして、日本にその経験を持ち帰り活躍しようとする若い弁護士からの報告を受けたりしました。そのように一人ひとりは大変苦労しながらも新しい分野の活動を切り開こうとしています。ぜひこうした方々を後押しする具体的な仕組みや措置を検討して実施に移すという観点で全体をまとめていただきたいと思います。最近のテレビで、政府・経産省が海外展開に向けて、中小企業の物作り支援をしておられることが報じられていましたが、同じような視点で若い法律家の活動の後押しもぜひ進めていただきたいと思います。

○佐々木座長 国分委員。

○国分委員 具体的に見える組織をどう作るかを言葉で表現されたらいかがかと思います。要は、司令部をどこに設けるか。どういう組織にするか。これを一言入れると雰囲気が違ってくるのではないかと思います。その役割は、法曹への需要の調査であり、同時に職域拡大の宣伝、交渉等々のことを行なうことです。それには、日弁連だけでなく、法曹三者プラス大学院が加わって、できれば法人を設立する。そういう見えた姿が法曹志願者に安心感、ないしは夢を与えるのではないか。やりますだけでは、明るいメッセージにならないのではないかと懸念があります。以上です。

○佐々木座長 ほかの違った観点から御意見があれば伺いますが。かなり類似したというか、あるいは重なった議論ですので、承ったということでできるだけの修文については検討させていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、次に今後の法曹人口の在り方について、御発言をいただきたいと思います。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 今回いろいろな検討体制が全部2年以内に結論を得るべきであるとなっているんですけども、私はこれは非常に先送り感が強いという印象がありまして、できるものは早く、早くやっていく必要があるのではないかと思っております。法曹人口のことについても、調査などにつきましては、もう本当に1年でできるものではないかというように思いますし、そういう意味ではもっとスピード感とか危機感を持って進めていくという方向で出したほうがいいのではないかと全体として思います。特にこここの部分については、スピーディな対応をお願いしたいなと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

萩原委員、それから久保委員にお願いします。

○萩原委員 ここについては、私は、目指すべき数値目標とは別にこれは当面やめてまた2年以内に提言をすべく検討することになったわけですけれども、それとは別に当面受験者数をどうするのかということが非常に大事ではないかということを何遍か申し上げてきた

ような記憶があるわけですけれども、今回、3つ目の○のところに、2年以内を目途に結論を得るべきだということで、提言をすべく検討するということになると、なおのことそれではこれから先2年間は一体全体合格者の水準はどこに置くのかというのではなく白紙というか、暗闇というか指針がないというか、そういう状況の中に置かれるのではないかということをちょっとこの文章を見たときに感じました。

従来は、2年以内に何かするということがなかったものだから、今後の法曹人口については、都度検討するということで、広く考えれば今のような状況も踏まえて、都度検討されるのかなというふうに思っていたんですが、ここで2年でやりますよ、と言ったら、いくら提言を出しても実際にそれが実行されるのは3年、4年だとすると、これから3、4年の間は、羅針盤のないようなところで合格者を決めていかなければならんというのは、司法試験委員会も大変だなということも含めて、ここで当会議で何らかの指針を示さないで本当にいいのかというところが疑問であります、意見として。

○佐々木座長 大変よく分かりますが、どうしたものか。

○井上委員 萩原さんの御意見に対して一言。

○佐々木座長 では、井上委員から。

○井上委員 これまでも何度も何度も申し上げてきましたけれども、今の司法試験のシステムというのは、政策的に何人と決めて、それに合わせて合格者を決めるという性質のものではありません。受験者の学力といいますか、試験の成績を司法試験委員会のほうで判定して決めている。その結果として2,000人なら2,000人という数字になっているということなので、その仕組みを変えない限り、それを何千にするということを言うわけにはいかない性質のものだと思います。

ですから、法曹人口の問題については、このぐらいのところを目指すべきだということは言えるかもしれないですけれども、合格者を何人にしろというのは現行の制度では無理で、仮にそうするというのでしたら、現行の司法試験の合格者決定の仕組み自体を変えろという提言をしないといけないということになるだろうと思います。

○佐々木座長 久保さん、どうぞ。

○久保委員 法曹人口に関して、これまで最も欠けていたのは現実の法曹需要を踏まえた客観的な人口論ということだったのではないかと思います。司法制度改革審議会が掲げた理想やあるべき姿、それらがこの10年間の社会の変化の中でどう定着したのか、あるいはしなかったのか、という検証はどうしてもいるのではないかと思います。

その意味で、先ほど丸島先生から御紹介いただいた菊地伊豆市長の意見書、これは拝見しましたけれども、大変意義深いものだと思うわけです。というのは、法テラスから研修弁護士を受け入れた後の市政の変化、あるいは受け入れとは別に周辺住民や地域の弁護士過疎の実態、こういったようなものにきちんと触れておられます。まさに法曹人口を考える上で、非常に多くの示唆に富んでいるものではないかと考えております。

今回の試案で、るべき法曹人口論について、法曹に対する需要等を勘案しながら、必要な調査も行いつつ、2年以内を目途に提言を目指すということにしたのは大いに賛成です。この場合のキーワードはやはり「必要な調査を行う」ということだろうと思います。その後も継続的に調査を実施するという文言が入りましたので、これも大変結構ではないかと思います。もちろんいろいろ急ぐこともあるのでしょうけれども、基本的には実態に即した調査

というものを、できるだけ具体的に進める体制をぜひ御検討いただければと考えております。以上です。

○佐々木座長 萩原さん、御発言ですか。

○萩原委員 井上委員の御意見に対してですけれども、井上委員からは前回も確か同じようなことで御発言いただいたと思いますけれども、振り返ってみると合格者が500人、600人のレベルから、目標を3,000人に決めたときに、これは徐々に今の2,100人のところに向かって増えていっているわけです。年々歳々。増えていくときは、ある一定の質を確保するといいながら、あれだけ急激に増えていくということは質以外にやはり全体で増やそうという政策意図が働いて、増えてきているものだろうと考えます。そういう意味で言えば、それを3,000人ではなくて、2,000人がいいのか、1,500人が適当かということは、そのときの状況を踏まえながら、合格者のレベルを決めてきたのだろうと、現実には。そういう過去の事例と委員が先ほどおっしゃったこととはどういうふうに関係して理解すればよいのかを教えてください。

○井上委員 あまりここでバトルのようにになつてもいけませんので簡潔にお答えしますと、その理屈でいくと、計画的に3,000人合格を目指そうという方針があったわけですから、それに沿って、既に3,000人に限りなく近い数の合格者が出ているはずだと思うのです。しかし、そうはなっていないということは、やはり司法試験委員会において実質的な学力判定をしていることの証左だといえるのではないかと思われます。加えて、旧試験とは違って現行の司法試験は、法科大学院の教育を前提にしてつくられておりますので、その教育の成果が司法試験の結果に反映して、2,000人余りの数まで合格者数が伸びてきたといえるのではないか。現在の制度の下でもですね。

私などは、司法試験委員会の今の判定の仕方、合格水準の決め方についても、あるいは司法試験の在り方についても、果たしそういう理想どおりいっているのかどうかということをきちんと検証すべきだということを申し上げてきたところでありますが、その点を留保しつつも、現行の制度の下でも、実質的に学力の判断が行われており、合格者数というのはその結果に過ぎないといえる。これは司法試験委員会の公式の見解でもあるわけですが、それに対して、いや政策的に決めているのだろうから、今度はこの数にしなさいと言えるのか、疑問に思うのです。そのように言えるためには、仕組み自体を改めなければならないのではないかということを申し上げているのです。

○佐々木座長 ほかの点についての御意見はございませんでしょうか。

丸島委員。

○丸島委員 今の点についてあまり繰り返して深入りするつもりはないですけれども、司法試験委員会が一定の合格基準に基づいて合格者を決める。これは原則の考え方としてはそうだろうと思います。しかし他方で、この間、新たな制度に基づいて、3,000人という政策目標を目指して、毎年数値目標を設定してきた。合格ラインというのは、250点は合格だが、249点では駄目だというほどに線引きが明確なものではありませんから、一定の幅の中で質を見てこの辺りならいいだろうということでやっておられるのだろうと思います。そうすると一定の政策目標に基づき、このぐらいの合格者数を目指すべき、例えば二千名余の合格者を目指せというときは、一定の質の幅の中でできるだけ精一杯目標数に近い数のところで合格ラインを設定しておられたというのが実態なのではないかと私は思いますし、社会

的にもそのように見られていたのではないでしょか。

そういう意味で、萩原委員のおっしゃっていることはよく分かるわけですが、合格基準に基づいて司法試験委員会が決めるというのは、そのとおりだけれども、数値目標をたてないという現在の状況の中で、司法試験委員会としては是非ともこれだけの合格者数を出さなければいけないという政策目標があるわけではないですから、一定の質の枠の中で余り無理をしないで落ち着いたところで合格を決していくという方向性くらいは出してよいのではないか、そういう政策的メッセージを出すということがあるべきなのではないか。そういうことを恐らく萩原委員はおっしゃっておられるのだと思います。合格基準の問題は、一定の学力判定だけで決するというような単純なものでもないという印象を持ちますから、意見として申し上げます。

○佐々木座長 今のことについてでしょか。

○宮脇委員 はい。政策の目標という概念の違いになってしまっていて、結局100%達成しなければいけないという限界値の話なのか、それとも標準値の話なのか、単なる期待値の話なのか。ここは全部入り乱れて話しているだけで、これからそれを考えるに当たっては、やはりその概念を明確に共有した上で作るべきだということだけ申し上げたいと思います。

○佐々木座長 鎌田さん。

○鎌田委員 先ほど久保委員からお話をあったことに絡むんですけれども、実際のニーズを調査するときに、古典的な弁護士が職業としてどれぐらいちゃんとした収入を得られているかという、こういう観点だけで日本のリーガルサービス全体は語れないというのも常識になっているわけです。そうなると、どれぐらいのリーガルサービスのニーズがあるかというときにも弁護士が何人ぐらいがちょうど仕事を適正に配分できるかという観点だけではなくて、もっと幅広く見ていただきたい。現に弁護士は余り過ぎているという一方で、司法書士や弁理士の職域はどんどん拡大してきているわけです。それから企業法務も弁護士資格を持たない企業法務担当者が増えているわけで、そうなると日本のリーガルサービスはどういう資格を持った人がどういう形でそのサービスを提供していくのが望ましくて、その中のどれぐらいの人が、私は司法試験合格と弁護士として仕事をするということは区別をしたほうがいいのではないかと思っています。

企業法務の中でもアメリカのニューヨーク州弁護士資格を持っているけれども、アメリカの弁護士登録はしないで仕事をしている人たちがたくさんいるのと同じように、年間60万円も日本の弁護士会費を払わないけれども、その能力を持って企業の中で、あるいは自治体の中で働いているという人が出てきてもいいと思いますので、今の議論とも絡みますけれども、法曹として適正な能力を持っているかどうかの認定の問題と弁護士としての開業許可を何人ぐらい出すのがマーケットとしてちょうどいいかというのはそろそろ区別して考えてもいい時期が来ているのではないかという感じもしますので、次期のフォーラムへのお願いとして申し上げておきます。

○佐々木座長 ますます話が難しくなってきたというか、深くなってきたということでありまして、お気持ちは非常によく分かるんですが、私の仕事もちょっと考えながら進めさせていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。今のことについて、これは前から出ている議論がかなりの部分多いので。ただし鎌田委員から今あったような御注文をどうするかはちょっと工夫させていただきたいと思っております。

○伊藤委員 私はもっとレベルの低い話なんですけれども、6ページ目一番下の行にいすれにせよ云々かんぬんというのがあるんですけれども、議論しているときに一番最後に「いすれにせよ」というのは、何かおかしいんじゃないかと。それから、もともと法曹人口を増加させなければいけないというのは、このページの一番上にも書いてありますし、枠の一番上にも書いてある。そうしておいて最後に「いすれにせよ」と、なんだかこの……。

○佐々木座長 さっきから皆さんから出ているような気持ちがあらわれているのでは……。

○伊藤委員 それはよく分かるんですけども、ちょっとなんかと思って、一言余計なことを。

○佐々木座長 一言いただきました。

○国分委員 資料1「司法試験（短答式試験）の結果等について」にある得点のばらつき具合に驚きました。試験問題の難易を私は分かりませんが、法曹人口、合格率がどうのこうの、と言える数値とは思えません。法科大学院卒業者の筈です。しかし、大方の受験者が、合格させる訳にいかない成績でないでしょうか。充実した教育を行って高得点を取れる筈の者が大幅に増え、そうした者が受験して合格するのでなければ、法曹養成における法科大学院の存在意義がない、と言えます。

○佐々木座長 だんだん法曹養成制度のほうに移るという御示唆だと思いますので、第3の法曹養成制度の在り方、法科大学院について、この辺まで司法試験と司法修習はちょっと別にして、第3の1、第3の2、これにつきまして議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井上委員 見え消し版の15ページ、共通到達度試験のところなのですけれども、未修の1年から2年次に進級する段階に導入するとともに、法学既修者も含めた制度として実施するということになっているのですが、これについては、これまでの議論からしても2通りのイメージがあって、1つは、2年次の既修者については、2年から3年に進級するところで、到達度テストをやるというイメージです。これだとすると、ここでいう1年から2年への進級の段階で行うものとは内容が異なってござるを得ない。そういうものにするとすると、「実施する」というふうに言っては駄目で、別ものとして整備しなければならないということになるはずです。

そうではなく、16ページの本文の見え消しのところを見ますと、2年の基礎学力を試すためにも使うということかもしれません。これだとすると1年生について使ったのと同じものを2年次のどこかでやるということになるわけですが、既修者としての入学試験ないし認定試験を行っている上に、さらにこのようなものを実施するというわけなので、既修者の入学試験ないし認定試験との関係が難しくなってくるという問題があります。表現の問題なのかもしれないですけれども、今後、検討していただくためには、その辺もうちょっとはっきりさせたほうがいいのではないかという感じがします。

○佐々木座長 ほかにどうぞ。

鎌田さん、どうぞ。

○鎌田委員 今の既修者も含めた云々というのは2通りに読めてしまう。2年生になるための試験を既修者として入ってくる人と未修から上がってくる人と両方に受けさせろというふうに言っているのか、2年から3年になると未修、既修が両方いますから、2年から3年への進級判定にもこの手のものを入れろと言っているのか、どちらにも読めてしまうので、そこはどっちを考えているのかが明確に分かるようにしたほうがいい。分かるようにすると何か

問題があるのだとするとまた別の配慮があるかもしれませんけれども、分かるようにしたほうがいいと思います。

それからもう1点だけ、時間がないところで恐縮ですが、この見え消し版の12ページの下から2番目の○、これはグッドプラクティスをより奨励するということで、私はぜひやつてもらいたいと思っているんですけれども、この項目全体の流れでいくと、その前の○まで全部司法試験の合格率の話、それから次の○も、こうした施策を講じても、課題が深刻で、なお合格率が上がらないという、こういうふうな中身になっている。そうすると、ここでの特色ある教育を先導的に行うために必要な支援というのも、合格率を上げるために努力するところには金をあげようみたいな話になってしまいます。私はこんなことは全く必要ないというふうに思っています。合格率はそれぞれの法科大学院の自主的な努力で上げていかなければいけない。しかし、この後に出てくるように司法試験の科目も少し軽くしようという背景には法科大学院教育がしっかりできているんだから初めて司法試験ももうちょっと軽くしてもいいはずです。その中の法科大学院教育がしっかりできているというのは、この流れでいくと、司法試験に通るための指導さえしっかりやっていれば、法科大学院教育の任務を果たしたと言いうことになりかねない。それでは、全く法科大学院制度の意味がないわけですから、司法試験科目でないような部分について、司法試験では試せないけれども、本来の法科大学院に期待されている。そういう部分が合格率一本でいくとどんどん落ちていってしまうけれども、そこをしっかりやるところには支援していくという、こういう話でないと意味がない。

文科省が先ほどお話しされた支援策というのも、そういう国際的に役に立てる弁護士を養成するとか、そういうことを強調されていました。そうだとすると中身、文章まで変えなくていいですけれども、この○は一番最後に移してもらいたい。司法試験の合格率を上げる話が全部終わった後に、それは全部やった後で更に本当に望ましい教育をやっているところには積極的に支援をする。そうしないと、そんなことを全部やめて司法試験受験教育だけをやっている法科大学院だけが褒められるという形になってしまって、それを抑止するためにこそこのグッドプラクティスの奨励というのがあると、私は認識していましたので、これは最後に移していただきたいし、本文のほうもどちらかというと合格率向上のための支援策的な読まれ方がしそうな書き方になっているところを、できれば、そこは区別できる書き方にしていただきたいということを要望させていただきます。

**○佐々木座長** ほかに。萩原委員、田島委員にお願いします。

**○萩原委員** 12ページの法科大学院の一番最後の○のところですけれども、改善の見込みのない法科大学院について新たに法的措置を設けることとするとしながら、15ページのこの解説文章の上のほうの5行目ぐらいですか。ただし施策の進捗の状況によって導入の必要がない場合には、法的措置の導入を見送ることもあり得るとなっているんですけども、今の法科大学院が大変厳しい状況に置かれている中で、やや覚悟がないというか、危機感がないというか、少しだまし合いみたいな、こんな言い方でいいんだろうかと。

ある意味で言うと、これを見るとやはり何らかの形で法的措置はやりたくないんだという意思が先に出て、本当に法科大学院を改革しようというような気分がなかなかここには出てこないという感想を持つんですけれども、何とかこのただし書き以降のところはなくともいいじゃないかと。なくても仮に法的措置を講じたとしても、措置の内容次第でもあるんです

けれども、改善がきちんと進捗している状況では、法の適用を延ばせばいい、あるいはしなければいいわけですので、伝家の宝刀であるなら、あるかないかで、改善の進捗が随分違うのではないかと、これを法的措置を講じます。だけど場合によってはやらないというような言い方はこの取りまとめとして、やはり取りまとめの質が問われるのではないかと考えて、ちょっと申し上げます。

○佐々木座長 田島さん、どうぞ。

○田島委員 私も全く同意見で、入れるんだったらきちんとすべきだと思います。

それからもう1点は、経済的支援のところ、ここはこの前よりもっと後退したのではないかと思います。この10ページのところです。法曹養成課程における経済的支援、ここはパブリックコメントでも75%を超えるぐらい非常に関心が高いところです。意見の中で大きな意見は経済的な支援のところです。この仕組み全体のところで非常に大きな問題は、経済的支援だと思います。その中で、特に司法修習のところは、こういう3点を出していただいて、一歩近づいたとは思っているんですけども、ただこれは目の前の話だけ。すなわち目の前、例えば最高裁判所辺りの今年の予算の中でできる範囲内のところを出されたものだと思います。

ここは詰めることができなければ、当然ほかのものと同じように2年ぐらいかけてしっかり議論して、これは国家としてきちんと責任を持った結論を得る必要があると思います。例えば財務省が本当にきちんと財政の裏づけを持った仕組みというものをきちんとできるような体制を整えないと、小手先だけのこういう形だけのものにしては、国民は納得されないんだと思います。

前に、財務省の政務官か副大臣かがおっしゃっていたけれども、やはり負担する国民の意識の問題も非常に大切なので、財政的なものはできるだけお金のかからないようなものと考えたいと3回の会議辺りのときに出されました。あのときの考え方というのは、もうとにかくお金をかけたくないという考え方があるんだという気がします。ここはむしろしっかりとお金をかけるべきだと思います。国民がなるほどと思われるようなものにすべきだと思います。そのためには、司法試験に合格した人というはどういう人なんですかという、そこから切り込んできちんと議論をしないと、何かよく分からないけれどお金をつけるとか、旧制に戻すとか議論をしろと言っているのではないんです。司法修習専念義務も課しているわけです。今みたいな修習の仕方で本当にいいのかと、よくないとほとんどの人がそう思っている。それをこういう形でやったから、当面我々のこの検討会では時間的制約もあってできなかった。しかし、ほかと同じように、2年ぐらいを目途にして、次の検討会議でここは集中的に検討するというような意見を追加して入れていただければありがたい。

この問題点の所在というところさえ削ってあります。本来ですと、ここで法科大学院及び修習生に対する経済的支援のさらなる充実を図る必要があるかどうかについて、検討が必要であると書いてあったものさえ削ってある。もちろん、検討は必要なんだと思います。ここをぜひ継ぎ足して書き込んで、次に検討していただけるのであれば、我々の力不足でここまで切り込めなかつたけれども、次のところに期待する。そういうものを書き込んでいただければありがたいと思います。

○佐々木座長 どうぞ。

○井上委員 このただし書きのところなのですけれども、この点については優しすぎるとか逃

げ腰だというふうにおっしゃるのですが、お気持ちはよく分かるのですけれども、最終的な目標として組織見直しを加速させ、徹底してもらうということは変わらないわけで、そのためにどういう方策がいいのかという方法の問題ではないかと思います。そうした意味で、法的措置というものがベストなかどうか、必ずしもそう確言はできないのではないか。金銭的なところを厳しくするということのほうが、効果としては早くて確実かもしけれど、いろいろ考えるべき余地があるので、そこまで言い切ることもないのではないかというのが私の率直な感じです。このままの文章でも、弱腰だということにならないのではないかと私は思います。

○佐々木座長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 先ほど萩原委員がおっしゃった点についてありますけれども、取りまとめ案の12ページの法科大学院の（1）の8番目の〇、今、井上委員も指摘された点でもあります。前回発言しなかったところですので、ちょっと発言したいと思います。

ここの新しく直された座長試案で、「大学教育の特性に配慮しつつ、新たに法的措置を設けることとする。」という書きぶりが、全体的な文書として見た場合に、文脈上の整合性がとれているのかどうかという点について、最終案を作成する際に一考してほしいと思っております。

その理由を申し上げますと、これまでの会議では、「法的措置を設けることとする」という点については、仮に法的措置をとるとした場合にその対象となる法科大学院の数が極めて少数に限られるだろうということが見込まれる状況の中で、ドラスティックに法的措置を設ける政策的なメリットが果たしてあるのかといった慎重論がありました。

また、今、井上委員からも御指摘がありましたけれども、そもそも法的措置として納得できる法的な基準とか内容を設定できるのかということが大いに疑問であるという意見も出されています。私自身は、一般論としては、関係法令によって求められる専門職大学院制度としての法科大学院制度の目的の適切な実現を図るという趣旨からは、萩原委員の御指摘、あるいは座長試案に示された法的な措置をとること自体の法的な正当性は付与されるものと考えておりますし、法的措置の検討にまで踏み込まなければならない状況に至ったということについては、関係者もその事態の重さを共有しているものと思っております。

ただ、これまでに出されている、先ほどのような意見を踏まえて、再度考えてみると、この法的措置の理論的枠組みがファジーな議論状況の中で、新たに法的措置を設けることとするというふうに言い切ってしまった場合には、まず、「大学教育の特性に配慮しつつ」という新たに加わった部分についての記載は、大学行政への深い理解を示したようでいて、実は単なる慰撫表現といいますか、リップサービスであるかのような印象をもたらしかねないようにも思われます。

また、法的措置を設けるといった断定的な表現を用いた場合には、その法的措置をとる前提としての内容及び基準というものが現段階で不明であるということとの文脈上の整合性に疑念が生じる可能性はないか。こういう点に問題があるように思われます。

私は、今述べた意見にこ今の段階で固執するわけではありませんし、座長試案は考え方されておりませんので、代替案を示すということは難しいんですけれども、この段階で言いっぱなしというのは適切ではありませんので、あえて申し上げれば、例えば大学教育の特性に配慮しつつ、新たに法的措置を設けることを検討するというふうにした上で、後の文章に続け

ると、少なくとも文脈上の整合性は図られるように思われます。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

今のことについて、田島さん、手短にお願いします。

○田島委員 文科省が既に中央教育審議会で随分検討していただいて、それからこれに対する危機感は一番持つておられるのは文科省だと思います。非常にしっかりした対策を次々に、しかもスピーディに文科省は出すとおっしゃっているんです。であるからこそ法的措置をいたしますということをこの会議では提言したほうがいいんだと思います。それはやはりどちらかというと文科省の姿勢を応援することにもつながるのではないかと思います。

実質的に、法的措置を検討していく過程において、スピーディに文科省がどんどん詰めていかなければ、もうこれは法的なものが必要ではなくなるのではないか。それは次の段階でできる話だと思います。今の時点では、法的措置を行うということを厳しめに出すべきではないかと思います。

○佐々木座長 和田さん。

○和田委員 特に経済的支援の点なんですけれども。先ほど文科省からお話をありましたように、法曹志願者や法科大学院への入学者は激減しているわけです。

定評のある法科大学院の代表として早稲田大学の例を挙げさせていただいて恐縮なんすけれども、先日の文科省の資料によりますと、平成25年度は、早稲田大学法科大学院への志願者数と受験者数が同数で1,741人、入試の合格者が869人、入学者が244人となっていて、定員は270名ですから、これは定員割れです。定員充足率は0.9、つまり90%となります。早稲田大学への志願者数は、3年前から数百人ずつ減っていますから、この定員充足率というのは、恐らく運用の誤差では説明しきれなくなっているのだろうと思います。

また、同じく大手の法科大学院である中央大学について見ますと、今年度の志願者数が1,273人、受験者数が1182人、入試の合格者数が591人で、入学者数は202人です。定員は270人ですから、もちろん定員割れで、こちらは定員充足率は0.75、つまり75%に過ぎないということになります。やはり、中央大学への志願者も3年前から3~400人ずつ減っているという状況にあります。

このように、定評のあるとされる大手の法科大学院でも、法曹志願者や法科大学院への入学者が激減しているという現状を直視した場合に、法曹養成課程における経済的支援の点に限らず、今回のような最終的取りまとめの内容で、本当にいいのでしょうか。私は、法科大学院擁護論者ではありませんけれども、このままでは定評のあるとされる法科大学院も救えないと思います。先ほどの文科省の話も、いろいろ工夫されているというのは分かりますけれども、現実にはかなり難しいと思います。

このような現状を改善するには、法曹、特に弁護士になってから一定の収入が確保できるようにして、法曹になるための費用もできる限り少なくする、という方向の措置が絶対に必要だと思います。特に、司法修習生の給費制さえ復活しないというのであれば、私は、定評のあるとされる法科大学院の将来もないということになると思います。

鎌田委員は、この検討会議で、かつて、司法修習生に対する支援の「原資を法科大学院に対する財政支援を削ってということについては絶対に賛成できない」という、ある意味で非常に分かりやすい議論をされていたんですけども、もし法科大学院制度も維持するという

のであれば、予算を法科大学院にも司法修習生にも配分してもらうように考えるべきではないでしょうか。そうでないと、法科大学院に予算が行っても人が行かないというのであれば、法科大学院制度自体もたないと思います。

この点で、「財務省が反対するから、給費制の復活は無理である」という考え方もあるようですが、それは理由にならないと思います。国会の附帯決議も給費制の復活を否定していないわけで、財務省の意向は国会を拘束するものではありません。そして、この検討会議は国会の意思に基づいて閣議によって設置されたものですから、この検討会議の議論も、本当に必要な措置についてであれば財務省の意向に関わりなく行うことが可能である、というふうに言うべきだと思います。

また、「貸与制を導入したときと特に事情が変わっていない。だから、貸与制のままでいいんだ。」という意見もありましたけれども、貸与制導入時と現在とで、事情が変わっていることは明らかだと思います。大きな事情の変化としては、1つは法曹志願者の激減、もう1つは弁護士の就職難、ないし前回改めて申し上げました弁護士の収入の激減です。こういう事情を無視して特に事情が変わってないと強弁するのは、あまりにも無理があると思います。貸与制導入時と違って、法曹志願者の激減が明白になったわけですから、少しでもそれを阻止する方向のインセンティブとして給費制は必要だということになるでしょうし、貸与制導入時と違って、弁護士の就職難、収入の激減がある以上は、返還の義務のある貸与制はやはり見直すべきだということにもなるだろうと思います。以上です。

○佐々木座長 何か今のことについて、宮脇さん。

○宮脇委員 今のことではないんですけども……。

○佐々木座長 それでは、岡田さんから宮脇さん、それから翁さん。

それでは、翁さん、どうぞ。

○翁委員 経済的支援のことについては、私はやはり予備試験の今の人気等も考えて、これは何度も言っていることなんですかけれども、やはり法曹養成自体が長くてコストがかかるということをやはり学部の段階からもう少し短縮をすることができるというオプションをもう少し真剣に考えていくことが必要なのではないかと。もう少し柔軟に短くするということ自体もコストと時間を減らすことを望む人にとっては、そういうオプションになるので、そういうことをもう少し柔軟に考えていくということを経済的支援、新たに財政をつけるということよりもそういうことも養成課程そのものを少しもう一回検討してはどうかと思います。

○佐々木座長 今の点はほかの方からも意見をいただいておりますので、文科省に検討をお願いしているところでございます。そういう意味で受け止めていただけるのだろうと思っております。

何かございますか。局長。

○板東高等教育局長 今の御指摘の点につきましては、我々のほうでも検討させていただいております。中教審におきまして、法科大学院特別委員会などでもその問題意識を持たせていただいておりますし、それから法科大学院の問題は別にいたしましても、今、教育再生とかいろいろな検討の中で、もう少し柔軟なアカデミックパスということを考えていくべきではないかという、全体的な大学制度に関する検討をしようということになっておりますので、おっしゃる方向につきましては、法科大学院に限らず、これから検討を詰めさせていただき

たいと思っております。

○佐々木座長 それでは、岡田委員と宮脇委員。

○鎌田委員 先ほどちょっと黙っていようかと思ったんですが、早稲田の名前も出てまいりましたので。早稲田大学は、発足以来一度も定員を充足させたことはありません。それはもうこれより下は限界だというところで入学許可を打ち切った結果です。最近の志願者減の中では定員の90%になっているということです。

経済的負担の問題で言いますと、今ちょっと手元に資料がないんですけれども、給費制を実施するときに必要な原資が、以前にもらった資料では年間100億ぐらいだったように記憶します。

これは司法研修所の教育にかかる経費は全額国が出した上に、生活支援で100億、修習生に給費しようというわけです。法科大学院生は、生活費は全部自己負担の上に、教育にかかる経費を自分で払っているわけです。我々の試算では、1人当たり年間かかる大学が費やしているお金は250万円ぐらいです。僕約して200万円ぐらいですけれども、今は入学者が減っていますから250万を超えているかもしれません。授業料を150万円いただいて、赤字の分を大学はどうしているかというのはいろいろありますけれども、しかし法科大学院生は生活費プラス150万プラス学習経費を負担しているわけです。そういう法科大学院全体に出ている公的補助金は多分7~80億ぐらいだったと記憶しています。

法科大学院に入って勉強するためにはものすごい経済的な負担を覚悟して、翁委員がおっしゃるように相当の年数も覚悟して、そして思ったように合格率が上がっていないとなると、それで合格できない、合格できない人の就職先は非常に狭い。しかも、ここには修習生の返還義務のように、5年据え置きでその後は無利子というような特典はないわけですから、受験生活が終われば、奨学金は直ちに返し始めなければいけない。

こういう中で、法科大学院の側からすれば、それは修習生に手厚い支援をしていただけるのは我々も若い人を養成していますから大変ありがたいことだけれども、優先度はどこにあるのかというと、司法試験に通った人と通るかどうか分からない中で苦労している人、それから生活費プラス学習経費を負担している人の負担を軽減するという意味ではまだまだ支援は不足しているので、先ほど申し上げたように、それを削って合格した人に回すというのは法科大学院の側から言うと納得はしがたいということを申し上げさせていただいた次第でございます。

○岡田委員 12ページの教育の質の向上のところですが、私の思いですがこの検討会議での課題がある法科大学院に対しての対処といいますか、呼びかけといいますか、活といいますか、その辺はこの取りまとめが最終報告だと考えます。ですから、この試案で問題になっているのは法科大学院であって、ほかの大学教育の問題は俎上に上がってないわけなので、ここに大学教育の特性という言葉が出てきたことと法的な処置に関しての2年というのがあることによって、課題のある法科大学院がその2つのことで、まあいいかとか、まだ時間があるわという考え方をしないかと心配になりました。そのようなことは絶対にあってはいけないと思います。法科大学院生やこれから入学をする学生のことを考えると、そういう先送りだけはやらないでほしいし、同じような議論はやらないでほしいということをお願いしたいと思います。

○佐々木座長 宮脇さん、どうぞ。

○宮脇委員 簡単に2点なんですけれども、先ほどの学部も含めた就業年数の短縮につきましては、先ほどありましたように法学部だけということではなくて、大学全体の話としてきちんと検討していただきたいというのが1つと、それから12ページ目の一番下の〇で、これは前の鎌田委員の御発言を受けた、特色あるというところの問題なんですが、認証評価による適格認定の厳格化などと書かれているんですけれども、できればこここの頭辺りに特色を踏まえたとか、そういう表現が必要なのではないか。というのは認証評価制度はそもそも複数以上の機関でやられていて、その趣旨というのは単なる画一化ですとか、そういうことではなかったと思いますので、これは厳格化と書かれているので、画一化とは違いますけれども、やはり先ほどの特色ということを踏まえれば、もともとの認証評価の意義を明確にしておいて、その上での厳格化ということが私は必要なのではないかと思いますので、そういう案を提示させていただきます。

○佐々木座長 先ほどからオブザーバーから発言の要望が出てますが、手短にひとつお願ひします。

○橋本オブザーバー 前回の座長試案の「司法修習生に対する経済的支援について」のページの最下部の※印の部分に、「司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方を検討することが考えられる」という文章がございました。最終取りまとめ案では、この文章が司法修習の内容の項にそっくり移行しており、形式上はこの部分の経済的支援の位置づけがやや曖昧になった印象を受けます。

他方で、前回の検討会議での議論では、座長試案による緊急対応につきましては、これで十分だという意見では必ずしもなくて、給費制復活の御意見を含め、更にこれを前提に検討すべきとか、これで100%ということではないかも知れないという御意見も相当数出されたように認識しております。また、この検討会議は「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにする」という衆議院の附帯決議を受けたものであったわけですが、パブリックコメントで非常に多くの給費制復活を求める生の声が寄せられたことなどからもうかがわれますとおり、さらなる経済的支援に対する切望と期待は現実として非常に大きなものがございます。そういう意味でも、激減する法曹志願者に対して、緊急措置を超えた支援についての明るいメッセージが更に必要だと思われます。その趣旨で、将来において、さらなる検討を行うというメッセージは明確に記述しておくことが適切であると考えます。

今日、いただきました清原委員提出の書面もそのような趣旨のものと思います。そういう意味で、10ページ以下の「法曹養成課程における経済的支援」の項に、例えば「なお、更なる経済的支援については、今後の司法修習生の地位等の検討において、併せて検討するものとする」といった文言を追加するなどの手当てをすべきではないかと考えているところでございます。御議論をお願いできればと思います。

○佐々木座長 丸島さん、何かさっき手を挙げていた……。

○丸島委員 議論が経済的支援に向かっていますので、まずその点に触れます。経済的支援の問題について、先ほど法科大学院か司法修習かどちらを優先するかというお話しがありましたが、あまりそういう論争にはしたくないなという思いがあります。それぞれに充実させなければいけない問題だろうとまず思います。また、法学部も含めて法曹養成課程の期間短縮の問題も従来指摘されているとおりに検討が必要だろうと思います。

その上で、司法修習生に対する経済的支援の点について意見を述べます。前回座長試案では、経済的支援の問題について、法令上の措置をとることなく、できるだけ早く実施可能な措置ということで3点が掲げられました。そして、その下に「なお書」として、今後司法修習の在り方を検討する過程で必要があれば、司法修習生の地位等々との関係で経済的支援の問題を検討することが考えられるとされました。このことは、経済的な問題だけではなく司法修習の在り方全体にも関わるものですから、今回の最終取りまとめでは一番後ろの司法修習のところでまとめて書かれています。しかし、全体を見ますと、経済的支援の項目のところでは、当面の措置であるこの3点が記載されているだけです。もとの座長試案の趣旨とこの最終取りまとめの趣旨とで、意味は変わっていないと思いますが、経済的支援のところで「なお書」がなくなっていると、ここはどうなったのだろうかという疑問がわくことになるだろうと思われます。この経済的支援の項目のところで、座長試案のとおりに、今後も引き続き検討するということとリンクした表現をやはり入れるべきだろうと思います。

法科大学院を巡る法的措置の論点との関係で、今日は、文科省から課題のある法科大学院についても再生・浮揚に向けた総合の方策をとることで、いろいろな施策をお出しいただきました。その中で、一つは、特色ある先導的な教育内容を推進することと、活動領域の拡大とをセットで取り組むということをおっしゃっていただいている。もう一つは、教育資源の有効活用、法科大学院の連携などを促進し、教育力の集中を図ると共に、教員の派遣などを含めて、困難を抱える法科大学院の教育力の充実を図るという趣旨も、今日の資料では書いておられます。前回、私が申し上げたことについて、一歩具体化していただいたことだと思いますが、更により実効的なものにしていただきたいと思います。今日発表された短答式試験の結果を見ても、地方の基幹大学と思われる法科大学院もなかなか苦戦しておられるということで、以前から申し上げておりますけれども、要するに司法試験に合格できる基本的な力を修得するという一つの柱とともに、やはり全国的にバランスのとれた地域的な適正配置、夜間開講など社会人の学修環境の整備などにどう目配りするか、実績のある教員の派遣その他を含めていろいろな工夫を行うことで、地方や夜間なども充実できる仕組みについても考えなければいけないと思います。そこで、ここでとられようとしている政策目標について、基礎的な力の修得と多様性の確保という2つの柱をより明確に打ち出していただきたいと思います。

最後にもう1点、ここの項目には出ていないのですが、以前にも国分委員が発言されていた法科大学院の入学段階の適性試験の問題です。入学者の選抜段階の問題がここには何も触れられていないままですが、適性試験を有効に機能させるにはどうすべきかという問題指摘は常にされているわけで、適性試験と法科大学院や司法修習での様々な修得状況との相関関係などを検証する意味でも、それぞれの情報を共有することを初め、適性試験をより良いものにするという観点がきちんと今後の検討課題に入れられるべきだと思います。これは、国分委員が指摘されてそのままになってしまった課題ですので、少しフォローして意見を申し上げたいと思います。

○佐々木座長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 22ページの「なお書」でございますけれども、先ほどの御指摘からいたしますと、経済的支援の関係の箇所に、このなお書、あるいはこれと似たような表現を転記するかという問題があろうかと思います。このなお書自体は丸島委員もおっしゃいましたとおり、

経済的問題に限らない司法修習生の地位とか、あるいはこれに関連する措置の在り方などを広く司法修習の内容に関わる事項として記載した文章だと思いますので、なお書を置く場所としては恐らくここが適当なんであって、この文章ないし類似表現を経済的支援のところにも移す、あるいは転記するということになると、重複感が出てきますので、その点はそうならないようにされたほうがよいのではないかと思います。

ただ、経済的支援のところで、先ほどのような御指摘が日弁連のほうからもありまして、その御趣旨は大変よく分かるところでございますので、2箇所で同様の趣旨の記載をすることに重複感があるということであれば、最終的な案を作成される際には、ほかの箇所の記載の例に倣って、経済的支援の項の記載のどこかに22ページのこの箇所を参照されたいというような趣旨を明示しておけば重複感はないであろうと、このような意見を申し上げたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

もし、お許しいただければ、司法試験、司法修習のほうに移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。もし、時間があれば後でまた戻って、ちょっと御出席の時間が限られている方もいらっしゃるものですからできるだけカバーしたいと思います。

それでは、第3の3、第3の4の司法修習、継続教育、最後の今後の検討体制も含めて、御意見あれば伺いたいと思います。

井上さん、どうぞ。

○井上委員 受験回数の緩和については、私は反対ですけれども、その議論を繰り返すことはいたしません。ただ、この理由づけのところ、見え消しの18ページで、受験回数制限を緩和すると合格率が低下し、志願者が減少することにつながるのではないかという意見もあるが、その後ですが、受験回数制限を緩和しても云々という部分、これは前はこういう指摘もあるという文章だったのを、検討もせずにそのまま本会議の認識のように書かれてしまっているわけですが、結論を正当化するためにここまで書かざるを得ないのか、正直疑問に思います。特に、途中で司法試験を断念する者が相当数いることが想定されることからすれば、というのは、希望的観測に過ぎない。もちろんいることはいるだろうとは思いますけれども、相当数いるとまで言っていいのかどうかですね。御提案としては、そのような者もいることが想定される、とするか、それでは勢いが出ないとすれば、少なくとも「相当数」を「一定数」と改めるべきだと考えます。結論として、回数制限緩和には反対ではありますけれども、この際ひっくり返すようなことは言いませんので、理由はもっと丁寧に書いていただきたいと思います。

○佐々木座長 御協力ありがとうございました。

それでは、ほかの委員は。和田さん、どうぞ。

○和田委員 21ページの司法修習についてなんですけれども。最初の○の終わりの辺りに、「密度の濃いものとするための工夫が求められる。」とあるんですけれども、私は、法科大学院教育が一般的には無駄の多いものになっていると考えますから、司法修習期間が1年であるという前提自体から考え直して前期修習を復活しないと、どんな工夫をしても、まともな修習は無理だと思います。また、「密度の濃いものとする」とありますけれども、貸与制を前提として修習専念義務についての運用を緩和するという話とも整合性がとれないのではないかと思います。

それから、次の〇のところで、「最高裁判所においては、……司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが求められる。」とありますけれども、恐らく最高裁としては、「今までも十分やっている。これ以上何をしろというのか。」と思うのではないかと思います。乾いた雑巾を更に絞れと言われているような気になるのではないかと思います。これは、最高裁がかわいそうだと思います。妙な言い方ですけれども。私は1年という期間自体を延ばさない限り、更なる充実は現実には無理だというふうに思います。

それから、23ページの継続教育について申し上げますと、継続教育というのは、普通の意味では、一人前の弁護士等の法曹になった後の研鑽の意味だと思うんですけれども、ここでは、囲みの中の3行目から4行目にかけて「司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど」とありますので、弁護士の場合であれば、主として、弁護士として一人前になるまでのOJTのことを言っているように思います。岡山大学の例のようなことを考えているのかも分かりませんけれども、「継続教育」という言葉をかなり広く考へた用語法になると思います。また、弁護士として一人前になるまでのOJTということであれば、一般的には学者中心の法科大学院には不可能を強いることになると思います。

ついでに、最後に、24ページの今後の検討体制についても一言言わせていただきますと、私はこの検討会議で先送りになった問題が多いのは残念なことだと思いますけれども、やはり法曹三者が当事者として参加した会議が必要だと思います。この10年にわたる司法改革とそれ以前の準備期間の間、特に弁護士会が反対すると議論が進まなくなるということで関係する会議の当事者から弁護士会が排除されてせいぜいオブザーバーとされ、併せて裁判所も検察庁も同様になってしまいました。

その結果として、司法の実情に通じた議論がしにくくなってしまったように思います。法曹養成制度を検討する場合に、もちろん法曹三者以外の方の視点も必要で大変貴重であるとは思いますけれども、例えば司法試験の試験科目にしても、法曹実務家を養成する場面での各科目の持つ意味はどういうものなのかという話になりますと、法曹三者でないと実際上議論が十分できないように思います。

私は、決して法曹三者が偉いとか偉くないとかいうつもりは全くありません。そうではなくて、法曹養成という事の性質上、実情をよく知っている法曹三者が当事者となって初めて実情を踏まえた十分な議論ができるよう思うだけです。もし、失礼に感じる方がいらっしゃるとすれば申し訳ないと思うんですけれども、率直に言って、法曹三者が当事者とならなかつたということが、この検討会議を含めこれまでの会議の限界であったように感じます。

したがって、今後の検討体制の在り方としては、この取りまとめの24ページにありますような「法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制」というのではなくて、むしろ法曹三者自身が当事者となった検討体制を設けるべきである、と私は考えます。以上です。

**○佐々木座長** ほかの意見は。

宮脇委員、どうぞ。

**○宮脇委員** 2点だけなんですけれども、1点は先ほどの井上委員の意見です。相当数というところ、私もそれは賛成で、やはり一定という形にしていただいたほうがいいのではないかと思います。それから、これは私がまさに法曹三者ではないので、ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど最高裁判所が司法修習等について、乾いた雑巾という、そういう表現があつ

たんですが、これは最高裁判所でもそういうふうにお考えになられているのかどうなのか。そのことを1つ伺いたいのと、それから、当事者が入るというのは、私はそれは賛成です。ただし、当事者がやることについて、その透明性が確保され、かつ国民にきちんと知らされないと、それはいくら精緻なものであっても、国民の信頼性は得られないわけですから、その点は、そういう御指示ではないとは思いますけれども、私は申し述べたいと思います。以上です。

○佐々木座長 御要望ですので、オブザーバー、最高裁、よろしくどうぞ。

○小林審議官 最高裁判所は裁判所法によりまして、この修習の内容等について決定することになっております。その関係もございますので、最高裁がこの修習の内容につきまして、絶えず見直し、改善を図っていくべき立場にあることは当然であろうと思っております。

新しい法曹養成制度ができまして、最高裁判所といたしましては、内部に置かれました司法修習委員会の御意見等も伺いながら絶えず改善には努めてきておりまして、最近でも弁護導入講義というのを新たに導入してきたというところがございます。そういうところでもございますので、今回の検討会議等でさまざまな御意見をいただいたところを受けまして、またそれはそれで最高裁として責任を持ってきちんと検討していかなければいけないだらうと考えております。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

久保委員と鎌田委員にお願いします。久保さん、どうぞ。

○久保委員 新たな検討体制でもよろしいですか。今、和田先生、宮脇先生がおっしゃった組織論に関連するわけですけれども、この検討会で詰め切れずに、新たな検討体制に委ねた課題というのは、数多くありますて、ちょっと数えてみたら7つほどの課題とか分野に及んでおります。その中身というのは法曹有資格者の活動領域から始まって、人口論とか法科大学院、司法試験、司法修習等、基本に関わるようなものばかりなんです。その重い役割を担う割りには、この24ページの記述は極めて少ないものです。ですから組織全体のイメージがなかなかわいてこないというふうな感じがいたします。新たな検討体制については、この検討会ではあまりと言いますか、ほとんど議論が行われていないので、やむを得ないのでないかと思いますけれども、少なくともこの検討会で、組織の骨格とか権限については大枠の議論はやっておくべきではなかろうかと思うわけです。

と言いますのも、委ねようとする7つの課題については、例えば法科大学院については文部科学省、それから司法試験は法務省、司法修習は最高裁というふうに、それぞれの司々が権限と責任を持って取り組んでいます。さらに、検討機関としても中央教育審議会、司法試験委員会、司法研修所、そういうものも設けて施策の在り方について議論・検討しています。それらの組織とか施策と、新たに設ける検討体制との関係はどうなっているのか。各省庁の皆さんには、それぞれ長い蓄積がありますので、よほどしっかりした司令塔をつくらないと、これまでとあまり変わらないような体制になってしまふのではないかということを部外者としては感じるわけです。

各省庁がそれぞれ得意とする分野とか、知恵、あるいは施策を持ち寄ってそれをすり合わせる、そういう新たな体制ができれば大きな力になるとは思いますけれども、その場合のキーワードというのはここに書かれておりますように、「省庁横断的にフォローアップをする」ということではなかろうかと思います。省庁の協力体制というのはあまり得意ではない

と言われておりますけれども、省庁の枠組みにとらわれることなく、法曹養成制度全般にわたくって、整合性のあるバランスのとれた結論をできるだけ早く導き出す体制というものを構築していただくように期待したいと思います。以上です。

○佐々木座長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 あまり腹立ち紛れの発言はしないほうがいいとは思いますが……。幾つかあるんですが、1つは21ページの1番目の○なんですけれども、「各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえて……」というと、これはもう法科大学院に期待しても駄目だから、司法修習でカバーしようと、こういう発想と理解できます。他方では、法科大学院の駄目なところはどんどん潰せという。法的措置までとて成果の上がらないところを潰して、それでも法科大学院には期待できないというようなのが全体のプロセスとしての法曹養成教育に対するイメージなんだろうか。この点はやはりばらつきがなくなるように、各法科大学院がまず最大限の教育の努力をするということを前提にして、それでも足りなければ、もう既に始めていらっしゃるような、導入教育を行う。そういう形で対応していくべきではないかと思います。法科大学院にも励みと目標をつくり、かつ法科大学院同士でも、こういうふうな形で期待されているのにそれができないんだったら、何とかしようと、こういうふうな形の議論ができるような構造にしたほうが、よろしいのではないかというふうに思っております。

それから、継続教育の点については、これもいろいろ申し上げたいことはあるんですけれども、OJTをやるべき法律事務所で受け入れられる数が限られているから司法試験の合格者は減らせみたいな論理になるわけで、そうだとしたらOJTを増やすために弁護士会はどれだけ努力をしてくださっているんでしょうか。それがもし限界だとすると先ほど申し上げたように、能力があることを証明するための試験と開業試験は別々にするとか、一定の年数弁護士事務所での経験を積んで初めて弁護士になれるという制度を組むことを考えるべきであって、能力があっても弁護士会の既得権益を確保するために司法試験合格者数自体を制限するというような発想というのはいかにも後ろ向きだと思います。そういう意味で、我々としても微力ではありますけれどもOJTの機会を作るような弁護士事務所を自らも作っておりますし、修了生たちと一緒にになって新たな弁護士事務所の開設も支援する。そういうことを精力的にやっていこうというふうにしているところでございます。

同じようなことは、弁護士の収入は非常に少ない。だから、修習生時代の借金を返さるようなことをしてはいけない。それは全くそのとおりであるとは思うんですけども、しかし修習生の貸与制との関係では、何度も言いましたように5年据え置きで、10年間無利息という、これはある意味では国が利子補給をしているのと同じ形だと思うんですけども、それでも返還が苦しい収入の少ない弁護士に対して、弁護士会は何年間ぐらい弁護士会費の割引をやっているのでしょうか。ある意味では、弁護士は自分では負担しないけれども、国民に負担を押し付けるみたいなことを堂々と重ねて言っていられると、受け取られかねないような感じがしなくもない。ちょっと言い過ぎで、この後で削るかもしれません。

○佐々木座長 次に、丸島さん、萩原さん、田島さん、お願いします。

○丸島委員 今の鎌田委員の発言は、削除されるということですのであえて論ずることはいたしませんが、断片的な発言にとらわれての議論にならないようにありたいと思います。

今後の検討体制についてですが、久保委員が言われたことと同感でして、たくさんの省

庁・関係機関にわたる課題ですので、本当に部分、部分の適合、不適合の問題が多くあり、関係機関全体の調整が大変だという感じがしています。司法制度改革の基本的な理念に沿って、司令塔を設け、司令塔という言葉が適當かどうか分かりませんが、省庁横断的な体制を作ること、それは内閣官房の下での体制で進められるということかも知れませんが、そうした体制をぜひ進めていただきたいと思います。

本検討会議では、結論が出ている部分もありますが、残念ながら詰み残し課題もたくさんあります。そういう意味では、今後の検討体制では、検討会議で結論が出たことについての立法措置、制度を実施するという分野と、引き続き検討して結論を出すという分野の2つの課題が残ることになります。引き続き検討すべきテーマについては、やはり幅広く有識者の方々の意見、法曹三者も含めて意見を聞く必要があると思います。最後の取りまとめでは、今後の検討課題を検討するに当たっては必要に応じて学識経験者や法曹三者の意見求めることができるとして、「必要に応じて」ということをわざわざ書いておられるのですけれども、これは幅広い視点から意見を聞くという場をきちんと設けるべきではないでしょうか。各関係機関の実務組織、事務局だけを作つて、必要に応じて有識者の意見を聞くというスタイルでは、検討課題の方向性を出すには狭いと思います。

そしてまた、有識者会議の在り方についてですが、諸外国のいろいろな審議会などの例を聞いても、やはり有識者の方々は、それぞれ専門的知見、見識に基づいて判断をされるわけですが、その判断の基礎となり前提となる現場の実情についてよりよく見聞する機会を持つこと、つまり現場の状況を知る、もちろん当事者もそうだし、それに関わっておられる役所、関係機関もそうですが、いろいろな方々からのヒアリングをしながら、有識者会議がその専門的知見に基づいて方向づけをしていくという形をもう少し強く打ち出す必要があるのではないかと思います。現場の実状についての共通の認識を持つことで、有識者の議論の方向性や論点がもう少し絞られ、共通の方向性も打ち出すことができるのではないか。有識者らがスタート地点の認識のままに、現場のヒアリングもしないで議論を進める限りは、それぞれの識者の認識が平行線のまま議論が続くだけだという気もいたしますので、今後の検討体制の検討の在り方や、有識者会議の運営の在り方などについて見直すことも含め、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、今後の検討体制の在り方の中の今後の検討課題について、法曹人口、法科大学院、司法試験及び司法修習の在り方が挙げられているのですが、活動領域の問題がその中に入っています。先ほど言いましたように、活動領域の問題は法曹養成の課題の中でも極めて重要な課題でありますので、今後の検討体制の下での課題としてここに明記するべきだと思います。

更にもう1点、司法試験の在り方について、見え消し版の19ページに科目廃止などが記載されており、新たな検討体制において、結論を得るべきであると書いてあります。しかし、その後に、試験科目以外の具体的な司法試験の方式や内容や合格基準・合格者決定の在り方については、司法試験委員会の下に検討体制を整備する、と書いてあります。これは恐らく司法試験委員会の独立性・専門性などに配慮されて、司法試験委員会の下に検討組織を作つて検討するべきとされているのだと思います。それはそれでよいことだと思いますが、今後の検討体制の中では、法曹養成課程の全体的な視点から検討され、それを踏まえた上で司法試験委員会の検討ということが必要なわけですので、全て司法試験委員会とその

下での検討体制にお任せという具合にはやはりならないのではないかと思います。もちろん最終的には、司法試験委員会でいろいろ工夫され具体化されることとなると思いますが、やはり法曹養成課程を全体的に見る後継組織の中で、いろいろな議論をしていただいて、そういう視点も踏まえて司法試験委員会で検討する、このようにリンクさせるような整理が必要なのではないかと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、萩原さん。

○萩原委員 この検討体制の在り方の中で、残された課題がここで大きく括って人口の問題、大学院、司法試験、司法修習の在り方、加えて活動領域は入れるべきだという話がありましたがけれども、ここで議論をしているときにそういうことがたびたび話題になりましたが、検討課題を個別に議論しても、なかなか解が出てこない。要するに、非常に大事なポイントは、パッケージとして法曹養成制度をどういうふうに考えていくかという、広い網を被せながら検討していく必要があるのではないか。

そういう意味では、養成プロセスそのものの短縮化も文科省で積極的にお考えいただくのはいいんですけども、それはそれとして次の体制の中でもプロセスそのものが一体として最適なのかということをやはり常に念頭に置いて考えていく必要があるのではないか。そんなふうに考えますので、検討すべきことは限られた項目だけだというのではなくて、もう少し全体を見ながら検討していくんだという趣旨の文言にしていただきたい。以上です。

○佐々木座長 ここについては、強力な意見をいただくと、むしろ我々としても助かりますので、そういう点でも御発言をいただければ、私が皆さんにあれするというのも変な話なんだけども。

田島さん、どうぞ。

○田島委員 一番最後の第4の検討体制の在り方、今後ですね、ここのところでぜひお考えいただきたいのは、ここは誰が責任者なんでしょうか。法曹養成の責任者はどなたなんでしょうか。法曹養成検制度討会議ではないです。検討会議、座長は佐々木先生で分かっていますけれども。この法曹養成に当たっているのは、政府の中で誰ですか、責任者は。まず、指揮官の顔が全く見えないんです。その人に文句を言いたいんだけれども、文句を言う人がいない。この問題は文科大臣ですか、この問題は法務大臣とか、あるいは最高裁とかいうのは少し見えるんですけども、全体で、これおかしいじゃありませんかと言いたいんですけども、言う人が分からない。

次に、検討会議をされるときには、まず第一に司令官を決めていただきたい。検討したものを実施する責任者はどなたですか。内閣総理大臣なんですか。あるいは官房長官なんですか。というのは、幾つかの省庁とかそれから多分司法試験委員会とか、非常に独立したそれぞれの権限を持たれたところが、連携した形でこの法曹養成というのは考えておられるんだと思います。となると、船頭多くて前に進まない。というようなことになりがちだと思います。その典型がこの10年間の動きだと思います。

非常にいい計画を立てられ、3,000人の目標を立てられてやってこられたところというのは、間違いは全くないと思います。ただ、ここでもし間違いがあったとするならば、指揮官がないから、それぞれ皆さん努力をされたけれども、そこが非常に頑張られて、非常に増えすぎたところもある。例えば、法科大学院は非常に数が増えた。あるいは、一番最初

のところに出てきた資格者の活動領域の在り方、ここは誰がしたんですか。3,000人にするのであれば当然活動領域をきちんと広げていくという地道な努力をする実践部隊がなければならなかつたと思うんですけれども、そこがうまくいってないと思います。計画を立てられたものを実行するときに、指揮官に権限を集中して、そこは出すぎ、そこは足りない、こっちもっとやれとかいう指揮をするところがなければならなかつたのだと思います。

今この検討会議もしかりで、佐々木先生が頑張られても、これは内閣総理大臣はしっかり聞いてくれるのでしょうか。官房長官ですか。

○佐々木座長 これは、事務局、我々が何者であるかということですので、どうぞよろしく。

○松並官房付 官房長官も入っており、関係六大臣が閣僚会議を開いて、その閣僚会議の御指示としてこの検討会が開かれております。

○田島委員 それが一番よくない。6人の、あんた誰が責任ですかと言ったときに、みんな私の担当はここですから、精一杯やりましたとみんな言うでしょう。悪いのは隣ですと。隣が足りないからとか、頑張りが足りないからという形になると、そこは本当にうまくいかないんだと思います。次の検討会議のときに、まず司令官はどなたですか。どの人の下に検討会議はあるんですか。そしてその検討でしたものは、今まで常にやっているものと新たにやるものと出てくると思いますけれども、そこも含めて責任を持つ者は誰々ですというのを決めないと、そうしないとどんなにいい意見を出して、いいものを作っていただいたとしても、それが実行するときにデコボコになって、足を引っ張ったり、出すぎたり、これはこの10年間でさんざん体験をされたんだと思います。ぜひ、お願いをしたいと思います。

○佐々木座長 どこまでできるか。問題は責任者がしょっちゅうかわるもんですからね。

○田島委員 総理大臣、かわるのはよく分かります。ですから、それは官命ですればいいんだと思います。

○佐々木座長 職位。これについては、目下進行形なものですから、まだちょっと出せない、出るだけのあがれが揃ってないところもありますので、100%御希望に応えられるかどうか分からぬけれども、ちょっと作業中ということで、御希望は承りましたけれども。

○田島委員 いや、この中に書いていただきたいんです。

○佐々木座長 そういうことね。

○田島委員 次の検討会議の在り方に、そういうものを定めることを検討するとか。組織をきちんと検討するとかというのを書いていただければありがたい。

○佐々木座長 それで、当面はよろしいということですね。

○田島委員 それは、今すぐ決められないでしょう。

○丸島委員 最後に1点だけ申し上げます。今の点とも関係しますが、この取りまとめ文章の「はじめに」のところがまだ書かれていないんですよね。次回までに書かれると思うのですが、私は「はじめに」というのは大変大事な記述だと思っていまして、単なるまえがきではなくて、この法曹養成の部分、部分の問題がやはり我が国としても重要な課題となっていること。我が国の司法がもっと社会の中に広く深く根付き、もっと使いやすく、もっと役に立つものにしていくこうという、大きなビジョンがあるわけなので、それに沿って今議論をしているのだということを押さえておく必要があると思います。したがって、そのように我が国の社会の在り方に関わる基本的な大きな問題であるがゆえに、今後の検討体制についても、かなりしっかりととしたものを、皆さんに言われる司令塔の下に、関係機関の全体を挙げた組

織を作るのだという、そういう前置きとしての「はじめに」もしっかり書いていただけたらありがたいなと思います。ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

○佐々木座長 これは、次回に出させていただくということで鋭意準備を進めております。恐らく最後の報告書になるともうちょっとスケジュール的な話も入ってくるかもしれません。

今日、第4を初めて出したので、先ほどちょっと活動領域の拡大といったものがここに入ってないというのは、問題だという御指摘もありましたが、そういった問題の話とそれから全体としてのはじめと終わりというのはみんな見ますから、これはやはり非常に全体としての我々の立ち位置というものを明らかにするような文章にしてもらわなければいけないと思っていますので、これは次回に御議論いただきたいと思っております。

今日、伺った御意見の中で、また事務局と相談をして手を入れるべき場所が何もありませんでしたということを申し上げるつもりもありませんので、ちょっと検討させていただいたものをつくらせていただきたいと思います。

それから、この間に、今度は与党のほうからいろいろな御要望がまた出てくるやに聞いておりまして、これもまたこの間の作業の中に入ってくるだろうということです。その意味で、ちょっと時間があきますけれども、結構忙しい、2週間弱ですかね。できるだけ今日の御意見というものをしかるべき場所に、しかるべき形で書くということについてはもう一段注意を払って、準備を進めたいと思っております。微力ですけれども、御協力のほどよろしくお願ひいたします。次回の会議の前にまた皆様に修正した案を御紹介して、御意見を伺うようにしたいと思います。

大変不手際な司会で時間がまた経過してしまいました、申し訳ございませんでした。大変白熱した議論をいただきましてありがとうございました。活かせるように努力したいと思います。

終了時間を過ぎてしましましたので、今日はここまでとさせていただきます。今後の予定を事務局からお願ひします。

○松並官房付 次回は、6月19日水曜日、午前10時から午後0時まで、場所はこの法務省20階第1会議室です。詳細につきましては、追ってお知らせいたします。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。終わりにします。

—了—